

平成二十一年三月十七日受領  
答弁第一九七号

内閣衆質一七一第一九七号

平成二十一年三月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出西松建設による巨額献金事件について見解を述べた内閣官房副長官の自身の見解に係る釈明等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出西松建設による巨額献金事件について見解を述べた内閣官房副長官の自身の見解に係る釈明等に関する質問に対する答弁書

一について

一般に、「オフレコ」と言われている取材方法は、報道機関と取材対象者との間において、例えば、取材対象者、取材内容等を明らかにしない等の一定の取決めの下に行われる取材のことであると承知している。

二について

「政府高官」については、マスコミ報道等で使われている用語であると承知しており、お尋ねについて政府としてお答えする立場にない。

三について

御指摘のような場合に、政府として取るべき対応については、それぞれの事案を検討の上、決定すべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

四から九までについて

漆間巖内閣官房副長官は、本年三月九日の参議院予算委員会及び総理大臣官邸における記者会見において、御指摘の「新聞報道」については、個人的な経験及び識見に基づいて、あくまで一般論として違法性の認識の立証がいかに難しいか等を述べたものであり、特定の政党や議員への捜査の帰趨<sup>すう</sup>等、検察による捜査の中立性あるいは公平性を否定するような発言はしていないと考えていたこと及び法務・検察当局から捜査情報に関する報告を受けたことではない旨を説明した上で、本人の真意が伝わらない形で報道され、多くの皆様に御迷惑をかけたことについて陳謝したと承知している。